平成21年10月23日公表の改正

独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針(平成17年10月7日公正取引委員会)

改正後

現行

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第51号)により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第7条の2第1項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者が共同して当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合には、当該二以上の事業者について課徴金の減免をする等の改正が行われ、課徴金減免に係る改正部分は、平成22年1月1日から施行されるところ、改正後の独占禁止法の適正な運用を図るため、公正取引委員会は、同日以降、次の方針に即して、犯則事件(独占禁止法第89条から第91条までの罪に係る事件をいう。以下同じ。)の調査及び告発を行っていくこととする。

- 1 告発に関する方針
 - (1) 公正取引委員会は、
 - ア 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
 - イ 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に 従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員 会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第35号)により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第89条から第91条までの罪に係る事件(以下「犯則事件」という。)の調査についての規定(独占禁止法第12章)を設ける等の改正が行われ、平成18年1月4日から施行されるところ、改正後の独占禁止法の適正な運用を図るため、公正取引委員会は、同日以降、次の方針に即して、犯則事件の調査及び告発を行っていくこととする。

- 1 告発に関する方針
- (1) 公正取引委員会は、
 - ア 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコットその他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
 - イ 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に 従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員 会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成

改正後

できないと考えられる事案 について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針であ る。

(2) ただし、

- ア 調査開始日前に<u>単独で</u>最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者(独占禁止法<u>第7条の2第10項</u>の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、当該報告<u>若しくは</u>資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、<u>若しくは</u>虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと<u>又は</u>他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、<u>若しくは</u>他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと(<u>同条第17項</u>各号)のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。)
- イ 調査開始日前に他の事業者と共同して最初に課徴金の免除に係る報告及び資料の提出を行った事業者(独占禁止法第7条の2第13項及び同条第10項の規定による報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、当該報告若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと又は他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと(同条第17項各号)のいずれかに該当する事実があると認められる事業者及び当該事業者と共同し

現 行

できないと考えられる事案 について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針であ る。

(2) ただし、

ア 調査開始日前に最初に課徴金の免除に係る報告及び 資料の提出を行った事業者(独占禁止法<u>第7条の2第7</u> <u>項</u>の規定による報告及び資料の提出を行った事業者を いう。ただし、当該報告<u>又は</u>資料に虚偽の内容が含まれ ていたこと、追加して求められた報告若しくは資料の提 出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこ と<u>及び</u>他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、 又は他の事業者が違反行為をやめることを妨害してい たこと(同条第12項各号)のいずれかに該当する事実 があると認められる事業者を除く。)

改正後

て報告及び資料の提出を行った事業者を除く。)

ウ 前記ア又はイに該当する事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるもの

については、告発を行わない。

2 犯則事件の調査

公正取引委員会は、前記1(1)ア又はイに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件について、犯則事件の調査を行う職員として指定した職員をして調査に当たらせることとし、当該調査の結果、前記1(1)ア又はイに該当する犯則の心証を得た場合に、告発する。

3 告発問題協議会

告発に当たっては、その円滑・適正を期するため、検察当局との間で、検察当局側が最高検察庁財政経済係検事以下の検事、公正取引委員会側が犯則審査部長以下の担当官で構成される「告発問題協議会」を開催し、当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報の交換を行う。

現 行

イ 当該事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法 違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引 委員会に対する報告及び資料の提出並びにこれに引き 続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等 において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認めら れるもの

については、告発を行わない。

2 犯則事件の調査

公正取引委員会は、前記1(1)ア又はイに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件について、犯則事件の調査を行う職員として指定した職員をして調査に当たらせることとし、当該調査の結果、前記1(1)ア又はイに該当する犯則の心証を得た場合に、告発する。

3 告発問題協議会

告発に当たっては、その円滑・適正を期するため、検察当局との間で、検察当局側が最高検察庁財政経済係検事以下の検事、公正取引委員会側が犯則審査部長以下の担当官で構成される「告発問題協議会」を開催し、当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報の交換を行う。